

令和 8 年第 1 回岐阜市議会定例会議案

令和 8 年 3 月 5 日

目 次

第1号議案	令和8年度岐阜市一般会計予算	1
第2号議案	令和8年度岐阜市競輪事業特別会計予算	27
第3号議案	令和8年度岐阜市財産区管理事業特別会計予算	35
第4号議案	令和8年度岐阜市介護保険事業特別会計予算	41
第5号議案	令和8年度岐阜市後期高齢者医療事業特別会計予算	49
第6号議案	令和8年度岐阜市育英資金貸付事業特別会計予算	57
第7号議案	令和8年度岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	63
第8号議案	令和8年度岐阜市国民健康保険事業特別会計予算	69
第9号議案	令和8年度岐阜市食肉地方卸売市場事業特別会計予算	77
第10号議案	令和8年度岐阜市観光事業特別会計予算	83
第11号議案	令和8年度岐阜市土地区画整理事業特別会計予算	93
第12号議案	岐阜市公告式条例の一部を改正する条例制定について	101
第13号議案	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び岐阜市監査委員条例の一部を改正する条例制定について	103
第14号議案	岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	105
第15号議案	岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例制定について	107
第16号議案	岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	113
第17号議案	非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	115
第18号議案	岐阜市基金条例の一部を改正する条例制定について	129
第19号議案	岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について (厚生)	131
第20号議案	岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について (建設)	171
第21号議案	岐阜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	197
第22号議案	岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	207
第23号議案	岐阜市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	211

第24号議案	岐阜市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について……	219
第25号議案	岐阜市余熱利用施設条例を廃止する条例制定について……………	245
第26号議案	岐阜市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について…	247
第27号議案	岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を 改正する条例制定について……………	249
第28号議案	岐阜市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定について……	257
第29号議案	岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例制定について……	259
第30号議案	包括外部監査契約の締結について……………	263
第31号議案	岐阜市公立大学法人が定める料金の上限の変更の認可について…	265

歳入歳出予算総括表

(企業会計を除く。単位 千円)

会 計 名	令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	比 較	
一 般 会 計	200,680,000	197,100,000	3,580,000	
特 別 会 計	競 輪 事 業	44,900,000	37,500,000	7,400,000
	財 産 区 管 理 事 業	1,500	1,500	0
	介 護 保 険 事 業	49,970,400	46,611,200	3,359,200
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	8,674,300	7,739,100	935,200
	育 英 資 金 貸 付 事 業	53,100	51,900	1,200
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	54,000	87,500	△ 33,500
	国 民 健 康 保 険 事 業	40,907,100	41,801,600	△ 894,500
	食 肉 地 方 卸 売 市 場 事 業	232,900	227,700	5,200
	観 光 事 業	997,400	658,800	338,600
	土 地 区 画 整 理 事 業	381,300	586,800	△ 205,500
	小 計	146,172,000	135,266,100	10,905,900
合 計	346,852,000	332,366,100	14,485,900	

令和8年度岐阜市一般会計予算

令和8年度岐阜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 200,680,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市	税	69,739,726
	1 市民税	31,388,536
	2 固定資産税	27,142,602
	3 軽自動車税	1,085,343
	4 市たばこ税	2,594,592
	5 入湯税	39,450
	6 事業所税	1,590,672
	7 都市計画税	5,768,531
	8 宿泊税	130,000

款	項	金額
2 地方譲与税		1,125,000
	1 地方揮発油譲与税	220,000
	2 自動車重量譲与税	838,000
	3 森林環境譲与税	67,000
3 利子割交付金		152,000
	1 利子割交付金	152,000
4 配当割交付金		670,000
	1 配当割交付金	670,000
5 株式等譲渡所得割交付金		802,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	802,000
6 法人事業税交付金		1,030,000

	1 法人事業税交付金	1,030,000
7 地方消費税交付金		12,363,000
	1 地方消費税交付金	12,363,000
8 ゴルフ場利用税交付金		21,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,000
9 国有提供施設等 所在市助成交付金		10,800
	1 国有提供施設等 所在市助成交付金	10,800
10 地方特例交付金		660,600
	1 地方特例交付金	656,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	4,600
11 地方交付税		17,500,000
	1 地方交付税	17,500,000

款	項	金額
12 交通安全対策金 特別交付金		50,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	50,000
13 分担金及び負担金		529,643
	1 分担金	18,350
	2 負担金	511,293
14 使用料及び手数料		3,742,431
	1 使用料	2,114,838
	2 手数料	1,560,136
	3 証紙収入	67,457
15 国庫支出金		39,946,963
	1 国庫負担金	31,379,269

	2 国 庫 交 付 金	6,699,701
	3 国 庫 補 助 金	1,780,050
	4 委 託 金	87,943
16 県 支 出 金		15,887,892
	1 県 負 担 金	10,395,248
	2 県 交 付 金	876,854
	3 県 補 助 金	4,569,343
	4 委 託 金	46,447
17 財 産 収 入		426,695
	1 財 産 運 用 収 入	287,575
	2 財 産 売 払 収 入	139,120
18 寄 附 金		459,563

款	項	金額
	1 寄 附 金	459,563
19 繰 入 金		4,996,842
	1 特 別 会 計 繰 入 金	481,390
	2 基 金 繰 入 金	4,515,452
20 繰 越 金		3,000,000
	1 繰 越 金	3,000,000
21 諸 収 入		18,016,045
	1 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過 料	151,399
	2 市 預 金 利 子	54,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	12,006,728
	4 雑 入	5,803,918

22 市 債		9,549,800
	1 市 債	9,549,800
歳 入 合 計		200,680,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		796,766
	1 議 会 費	796,766
2 総 務 費		13,328,928
	1 総 務 管 理 費	967,288
	2 徴 税 費	1,905,966
	3 選 挙 費	101,496
	4 財 政 管 理 費	512,625
	5 監 査 委 員 費	88,004
	6 企 画 費	1,780,914
	7 行 政 管 理 費	6,971,705

款	項	金額
	8 危機管理費	1,000,930
3 民生費		77,572,511
	1 社会福祉費	31,180,449
	2 子ども未来費	28,544,214
	3 生活保護費	13,142,028
	4 市民協働生活費	4,581,715
	5 国民年金費	124,105
4 衛生費		14,094,125
	1 保健衛生費	4,064,670
	2 保健所費	1,702,531
	3 環境費	8,326,924

5 労働費		173,055
	1 労働費	173,055
6 農林水産業費		1,477,318
	1 農業費	573,927
	2 畜産業費	133,900
	3 農地費	566,122
	4 林業費	192,932
	5 水産業費	10,437
7 商工費		21,923,202
	1 商工費	16,052,948
	2 ぎふ魅力づくり推進費	5,870,254
8 土木費		15,615,602

款	項	金額
	1 土 木 管 理 費	728,905
	2 道 路 橋 梁 費	4,057,600
	3 河 川 水 路 費	1,256,140
	4 ま ち づ く り 推 進 費	938,348
	5 都 市 建 設 費	5,122,122
	6 公 園 費	2,822,880
	7 住 宅 費	689,607
9 消 防 費		7,367,114
	1 消 防 費	7,367,114
10 教 育 費		15,691,582
	1 教 育 総 務 費	1,227,682

	2 小 学 校 費	3,462,279
	3 中 学 校 費	2,260,961
	4 高 等 学 校 費	524,846
	5 大 学 費	3,185,403
	6 特 别 支 援 学 校 費	256,846
	7 幼 稚 園 費	229,305
	8 社 会 教 育 費	1,466,647
	9 保 健 体 育 費	3,077,613
11 公 債 費		15,691,628
	1 公 債 費	15,691,628
12 諸 支 出 金		16,748,169
	1 諸 費	16,748,169

款	項	金額
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歲出合計		200,680,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	藍川小学校校舎解体事業	191,300

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書作成等業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	61,700
地番図デジタルデータ作成業務委託費	令和8年度から令和10年度まで	107,000
地域包括支援センター 運営業務委託費	令和8年度から令和11年度まで	1,770,225
機能強化型地域包括支援センター 運営業務委託費	令和8年度から令和11年度まで	65,169
生活困窮者自立相談等 支援業務委託費	令和8年度から令和11年度まで	248,121
ドリームシアター岐阜 LED照明機器借上	令和8年度から令和13年度まで	30,430
市橋コミュニティセンター 空調設備改修工事費	令和8年度から令和9年度まで	57,240
住民票写し等コンビニ交付 システム改修業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	28,155
斎苑空調設備改修工事費	令和8年度から令和9年度まで	65,900

事 項	期 間	限 度 額
運動習慣化健康プログラム 運 営 業 務 委 託 費	令和 8 年度から令和 1 2 年度まで	36,619
衛生試験所 L E D 照明機器借上	令和 8 年度から令和 1 3 年度まで	10,880
保健所 L E D 照明機器借上	令和 8 年度から令和 1 3 年度まで	18,875
プラスチック再商品化業務委託費	令和 8 年度から令和 1 2 年度まで	54,340
塵 芥 車 購 入 費	令和 8 年度から令和 9 年度まで	55,044
リ サ イ ク ル セ ン タ ー 運 転 管 理 業 務 委 託 費	令和 8 年度から令和 1 3 年度まで	1,457,500
し 尿 収 集 車 購 入 費	令和 8 年度から令和 9 年度まで	16,724
柳津地域ものづくり産業等 集積地道路整備工事費	令和 8 年度から令和 9 年度まで	105,620
岐阜産業会館解体工事 建物事後調査業務委託費	令和 8 年度から令和 1 0 年度まで	93,731
みんなの森 ぎふメディアコスモス L E D 照 明 機 器 借 上	令和 8 年度から令和 1 3 年度まで	28,320
シェアサイクル運営管理業務委託費	令和 8 年度から令和 1 3 年度まで	100,634

道の駅柳津交流センター LED照明機器借上	令和8年度から令和13年度まで	5,297
文化産業交流センター 空調設備改修工事費	令和8年度から令和9年度まで	77,600
中央図書館移動棚 LED照明機器借上	令和8年度から令和18年度まで	2,242
歴史博物館特別展 会場設營業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	6,200
もえぎの里多目的体育館等 空調設備改修工事費	令和8年度から令和9年度まで	39,400
領下1号線踏切改良負担金	令和8年度から令和9年度まで	129,000
松田橋橋梁整備工事費	令和8年度から令和9年度まで	125,000
自動運転車両運行業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	61,000
駅西駐車場及び 岐阜シティ・タワー43地下駐車場 LED照明機器借上	令和8年度から令和13年度まで	47,500
名古屋鉄道名古屋本線 本線詳細設計業務委託費	令和8年度から令和11年度まで	260,487
学校図書システム更改業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	12,600
藍川東中学校校舎解体工事費	令和8年度から令和9年度まで	209,300

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業費	16,200	普通貸借又は証券発行	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により、繰上償還又は借換えすることができる。
防災施設整備事業費	21,900			
社会福祉施設改修事業費	98,400			
社会福祉施設建設助成事業費	134,800			
子ども未来施設建設事業費	10,200			
子ども未来施設改修事業費	80,800			
子ども未来施設建設助成事業費	141,000			
市民協働生活施設建設事業費	36,000			
市民協働生活施設改修事業費	395,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健衛生施設改修事業費	51,700	普通貸借又は証券発行	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により、繰上償還又は借換えすることができる。
生活環境施設改修事業費	47,000			
土地改良事業費	25,200			
林業施設改修事業費	4,500			
ものづくり産業等集積地整備事業費	354,200			
商工施設解体事業費	322,600			
ぎふ魅力づくり推進施設改修事業費	1,138,900			
県営工事費負担金	429,600			
道路橋梁改良事業費	1,354,400			
河川水路事業費	402,200			
都市建設事業費	639,600			

公園施設整備事業費	394,100			
住宅改修事業費	51,200			
消防施設整備事業費	477,100			
教育研究所改修事業費	15,800			
小中学校改修事業費	516,600			
小中学校解体事業費	99,800			
高等学校改修事業費	12,800			
大学建設事業費	523,000			
大学改修事業費	41,100			
特別支援学校改修事業費	3,700			
幼稚園改修事業費	5,600			
社会教育施設改修事業費	12,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計	7,857,800	普通貸借又は 証券発行	7.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合には借入先と協定し、その 条件に従うものとする。ただし、市財政の都 合により、繰上償還又は借換えすることがで きる。

令和8年度岐阜市競輪事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,900,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		44,900,000
	1 事業収入	43,813,479
	2 財産収入	46,521
	3 繰入金	490,000
	4 繰越金	550,000
歳入合計		44,900,000

歳 出		
款	項	金 額
1 競 輪 事 業 費		44,900,000
	1 総 務 費	1,857,000
	2 開 催 費	42,732,000
	3 繰 出 金	300,000
	4 予 備 費	11,000
歳 出 合 計		44,900,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 改 修 工 事 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	75,000

令和8年度岐阜市財産区管理事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産区管理事業収入		1,500
	1 財産収入	415
	2 繰越金	1,085
歳入合計		1,500

歳 出		
款	項	金 額
1 財産区管理事業費		1,500
	1 村山財産区管理事業費	440
	2 石谷財産区管理事業費	60
	3 岩利財産区管理事業費	1,000
歳 出 合 計		1,500

令和8年度岐阜市介護保険事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,970,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険事業収入		49,970,400
	1 保険料	9,264,781
	2 交付金	13,162,595
	3 国庫支出金	11,912,122
	4 県支出金	6,716,649
	5 財産収入	9,460
	6 繰入金	8,875,557
	7 繰越金	28,000
	8 雑入	1,236

款	項	金 額
歲	入 合 計	49,970,400

歳 出		
款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 費		49,970,400
	1 総 務 費	871,187
	2 地 域 支 援 事 業 費	1,591,220
	3 保 険 給 付 費	47,351,997
	4 繰 出 金	145,996
	5 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		49,970,400

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 納 入 通 知 書 費 作 成 等 業 務 委 託 費	令和8年度から令和9年度まで	2,318

令和8年度岐阜市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,674,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療事業収入		8,674,300
	1 保険料	6,437,027
	2 繰入金	1,968,707
	3 繰越金	259,000
	4 雑入	9,566
歳入合計		8,674,300

歳 出		
款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		8,674,300
	1 総 務 費	100,598
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	8,563,602
	3 諸 支 出 金	10,100
歳 出 合 計		8,674,300

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 納 入 通 知 書 費 作 成 等 業 務 委 託 費	令和8年度から令和9年度まで	8,523

令和8年度岐阜市育英資金貸付事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の育英資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 53,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 育英資金貸付事業収入		53,100
	1 財産収入	128
	2 繰入金	9,866
	3 繰越金	10,642
	4 貸付金元利収入	32,464
歳入合計		53,100

歲 出		
款	項	金 額
1 育英資金貸付事業費		53,100
	1 貸 付 事 業 費	53,100
歲 出 合 計		53,100

令和8年度岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業収入		54,000
	1 繰入金	2,277
	2 繰越金	4,000
	3 貸付金元利収入	47,633
	4 雑入	90
歳入合計		54,000

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		54,000
	1 貸付事業費	54,000
歳 出 合 計		54,000

令和8年度岐阜市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,907,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		7,912,358
	1 保険料	7,912,358
2 使用料及び手数料		58
	1 使用料及び手数料	58
3 県支出金		28,605,031
	1 県支出金	28,605,031
4 財産収入		3,812
	1 財産収入	3,812
5 繰入金		3,387,574

款	項	金 額
	1 繰 入 金	3,387,574
6 繰 越 金		912,626
	1 繰 越 金	912,626
7 雑 入		85,641
	1 雑 入	85,641
歳 入 合 計		40,907,100

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		925,460
	1 総 務 費	925,460
2 保 険 給 付 費		28,200,170
	1 保 険 給 付 費	28,200,170
3 国民健康保険事業費納付金		11,472,992
	1 国民健康保険事業費納付金	11,472,992
4 保 健 事 業 費		308,478
	1 保 健 事 業 費	308,478
歳 出 合 計		40,907,100

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 納 入 通 知 書 費 作 成 等 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	5,500
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,566

令和8年度岐阜市食肉地方卸売市場事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の食肉地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 食肉地方卸売市場事業収入		232,900
	1 使用料及び手数料	98,761
	2 財産収入	103
	3 繰入金	128,391
	4 雑入	5,645
歳入合計		232,900

歳 出		
款	項	金 額
1 食肉地方卸売市場事業費		232,900
	1 総 務 費	227,900
	2 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		232,900

令和8年度岐阜市観光事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 997,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 観光事業収入		997,400
	1 事業収入	377,475
	2 国庫支出金	187,892
	3 財産収入	1,000
	4 繰入金	206,133
	5 市債	224,900
歳入合計		997,400

歳 出		
款	項	金 額
1 観 光 事 業 費		997,400
	1 観 光 費	992,400
	2 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		997,400

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
岐阜城天守閣展示室等改装業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	106,750
岐阜城天守閣 ライトアップ設備改修工事費	令和8年度から令和9年度まで	51,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業費	224,900	普通貸借又は証券発行	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により、繰上償還又は借換えすることができる。

令和8年度岐阜市土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度岐阜市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 381,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業収入		381,300
	1 国庫支出金	66,350
	2 繰入金	175,350
	3 雑入	86,000
	4 市債	53,600
歳入合計		381,300

歳 出		
款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		381,300
	1 加納・茶所統合駅周辺 土地区画整理事業費	378,300
	2 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		381,300

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
加納・茶所統合駅周辺 土地区画整理事業費	53,600	普通貸借又は 証券発行	7.0% 以内 ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合には借入先と協定し、その 条件に従うものとする。ただし、市財政の都 合により、繰上償還又は借換えすることがで きる。

岐阜市公告式条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市公告式条例の一部を改正する条例

岐阜市公告式条例（昭和25年岐阜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、<u>他の法令に定めるもののほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 条例の公布は、<u>市の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と公布の対象となる事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより</u>これを行う。<u>ただし、電子情報処理組織等の障害、天災その他の特別の事情により当該措置をとることができない場合その他市長が特に必要と認める場合は、市役所の掲示場に掲示することにより</u>これを行う。</p>	<p>第1条 地方自治法第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>条例の公布は、<u>市役所の掲示場に掲示して</u>これを行う。</p>

第4条 (略)

2 第2条第2項の規定は、規程、告示、訓令等に準用する。

第5条 第2条の規定は、市長以外の市の機関の定める規則で公布又は公表を要するものに準用する。ただし、同条中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市長以外の市の機関の定める規程、告示、訓令等で、公布又は公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と、「市長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第4条 (略)

第2条第2項の規定は、前項の規程、告示、訓令等に準用する。

第5条 第2条の規定は、市長以外の市の機関の定める規則で公布又は公表を要するものに準用する。但し、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

第4条の規定は、市長以外の市の機関の定める規程、告示、訓令等で、公布又は公表を要するものに準用する。但し、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」、「市長印」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

提 案 理 由

市の公告式を改める等のため、この条例を定めようとする。

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び岐阜市 監査委員条例の一部を改正する条例制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び岐阜市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び岐阜市監査委員条例の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年岐阜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の岐阜市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、岐阜市に対し市長等が賠償の責任を負う額から、市長等の基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の岐阜市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、岐阜市に対し市長等が賠償の責任を負う額から、市長等の基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号</p>

<p>に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

(岐阜市監査委員条例の一部改正)

第2条 岐阜市監査委員条例（平成3年岐阜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	岐阜市避難行動要支援者支援協議会	災害時における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の支援についての審議	岐阜市避難行動要支援者支援協議会	岐阜市避難行動要支援者支援協議会	災害時における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の支援についての審議
	(略)	(略)	岐阜市救急業務対策協議会	(略)	救急業務の高度化及び救急活動全般についての審議
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

岐阜市救急業務対策協議会を廃止するため、この条例を定めようとする。

岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例制定について

岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例

(岐阜市行政手続条例の一部改正)

第1条 岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u>（以下こ</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

の項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(岐阜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第25条の3 （略） 2 （略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）第15条第4項の規定の例により通知をすべき内容を公示することをもって通知に代えることができる。</u> この場合において、その <u>公示した日</u> から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	第25条の3 （略） 2 （略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を <u>市役所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。</u> この場合において、その <u>掲示した日</u> から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

す。 4～8 (略)	4～8 (略)
---------------	---------

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和26年岐阜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>岐阜市行政手続条例(平成8年岐阜市条例第31号)第15条第4項の規定の例により当該処分の内容を公示することをもって通知に代えることができる。</u> この場合においては、その <u>公示した日</u> から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を <u>市役所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。</u> この場合においては、その <u>掲示した日</u> から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条 (略)	第14条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 岐阜市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。	4 岐阜市行政手続条例(<u>平成8年岐阜市条例第31号</u>)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5・6 (略)

5・6 (略)

(岐阜市税条例の一部改正)

第4条 岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第14条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第14条 法第20条の2の規定による公示送達は、市役所の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第14条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第14条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第4条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岐阜市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の岐阜市職員の給与に関する条例第25条の3第3項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示について適用し、同日前にした通知又は公示については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の岐阜市税条例第14条の規定は、第4条の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政手続法等の一部改正に伴い、公示による通知等の方法を改める等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜市職員定数条例（昭和61年岐阜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	定数	区分	定数
(略)	(略)	(略)	(略)
市長の事務部局の職員	<u>2,001人</u>	市長の事務部局の職員	<u>2,003人</u>
市長の所管に属する学校の職員	<u>52人</u>	市長の所管に属する学校の職員	<u>48人</u>
水道事業及び下水道事業の職員	<u>185人</u>	水道事業及び下水道事業の職員	<u>188人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙管理委員会の事務局の職員	<u>6人</u>	選挙管理委員会の事務局の職員	<u>7人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会の事務局の職員	<u>105人</u>	教育委員会の事務局の職員	<u>106人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

職員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用 弁償	区分	報酬	費用 弁償
教育委員会委員	月額 <u>100,900円</u>	(略)	教育委員会委員	月額 <u>98,500円</u>	(略)
選挙管理委員会委員長	日額 <u>28,600円</u>		選挙管理委員会委員長	日額 <u>27,900円</u>	
選挙管理委員	日額 <u>24,900円</u>		選挙管理委員	日額 <u>24,300円</u>	
公平委員会委員長	日額 <u>24,100円</u>		公平委員会委員長	日額 <u>23,500円</u>	
公平委員会委員	日額 <u>19,900円</u>		公平委員会委員	日額 <u>19,400円</u>	
代表監査委員	月額 <u>130,900円</u>		代表監査委員	月額 <u>127,700円</u>	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>117,200円</u>		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>114,400円</u>	
市議会議員のうちから選任	月額 <u>77,300円</u>		市議会議員のうちから選任	月額 <u>75,400円</u>	

された監査委員	
農業委員会会長	月額 <u>72,900円</u>
農業委員会会長の職務代理者	月額 <u>44,300円</u>
農業委員会委員	月額 <u>36,000円</u>
農地利用最適化推進委員代表	月額 <u>44,300円</u>
農地利用最適化推進委員副代表	月額 <u>39,900円</u>
農地利用最適化推進委員	月額 <u>36,000円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>11,400円</u>
市民栄誉賞審査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
名誉市民審査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
広報評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市公立大学法人評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市立新大学準備委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜薬科大学整備総合評価	日額 <u>9,600円</u>

された監査委員	
農業委員会会長	月額 <u>71,100円</u>
農業委員会会長の職務代理者	月額 <u>43,200円</u>
農業委員会委員	月額 <u>35,100円</u>
農地利用最適化推進委員代表	月額 <u>43,200円</u>
農地利用最適化推進委員副代表	月額 <u>38,900円</u>
農地利用最適化推進委員	月額 <u>35,100円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>11,100円</u>
市民栄誉賞審査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
名誉市民審査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
広報評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市公立大学法人評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市立新大学準備委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜薬科大学整備総合評価	日額 <u>9,400円</u>

審査委員会委員	
コミュニティバス運行事業者選定委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
コミュニティバス評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
行財政改革推進会議委員	日額 <u>9,600円</u>
指定管理者選定委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
指定管理者評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
PFI等事業者選定委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
公正職務審査会委員	日額 <u>9,600円</u>
行政不服審査会委員	日額 <u>9,600円</u>
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 <u>9,600円</u>
個人情報保護審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
公務災害補償等認定委員会委員	日額 <u>11,100円</u>
公務災害補償等審査会委員	日額 <u>11,100円</u>
特別職報酬等審議会委員	日額 <u>9,600円</u>

審査委員会委員	
コミュニティバス運行事業者選定委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
コミュニティバス評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
行財政改革推進会議委員	日額 <u>9,400円</u>
指定管理者選定委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
指定管理者評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
PFI等事業者選定委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
公正職務審査会委員	日額 <u>9,400円</u>
行政不服審査会委員	日額 <u>9,400円</u>
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 <u>9,400円</u>
個人情報保護審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
公務災害補償等認定委員会委員	日額 <u>10,800円</u>
公務災害補償等審査会委員	日額 <u>10,800円</u>
特別職報酬等審議会委員	日額 <u>9,400円</u>

職員倫理審査 会委員	日額 <u>9,600円</u>
退職手当審査 会委員	日額 <u>9,600円</u>
公正入札調査 委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
入札監視委員 会委員	日額 <u>9,600円</u>
プロポーザル 審査委員会委 員	日額 <u>9,600円</u>
建設工事総合 評価審査委員 会委員	日額 <u>9,600円</u>
観光振興検討 委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
中学校部活動 地域移行検討 委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市文化産 業交流センタ ーネーミング ライツ選定委 員会委員	日額 <u>9,600円</u>
事業創造支援 補助金審査委 員会委員	日額 <u>9,600円</u>
スタートアッ プ認定審査委 員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市まちな か博士認定委 員会委員	日額 <u>9,600円</u>

職員倫理審査 会委員	日額 <u>9,400円</u>
退職手当審査 会委員	日額 <u>9,400円</u>
公正入札調査 委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
入札監視委員 会委員	日額 <u>9,400円</u>
プロポーザル 審査委員会委 員	日額 <u>9,400円</u>
建設工事総合 評価審査委員 会委員	日額 <u>9,400円</u>
観光振興検討 委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
中学校部活動 地域移行検討 委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市文化産 業交流センタ ーネーミング ライツ選定委 員会委員	日額 <u>9,400円</u>
事業創造支援 補助金審査委 員会委員	日額 <u>9,400円</u>
スタートアッ プ認定審査委 員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市まちな か博士認定委 員会委員	日額 <u>9,400円</u>

優良農林水産 事業者表彰選 考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
中央卸売市場 開設運営協議 会委員	日額 <u>9,600円</u>
中央卸売市場 取引委員会委 員	日額 <u>9,600円</u>
食肉地方卸売 市場取引委員 会委員	日額 <u>9,600円</u>
くらしの安全 推進協議会委 員	日額 <u>9,600円</u>
暴力追放推進 協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
交通安全対策 会議委員	日額 <u>9,600円</u>
消費者教育推 進地域協議会 委員	日額 <u>9,600円</u>
住居表示審議 会委員	日額 <u>9,600円</u>
国民健康保険 運営協議会委 員	日額 <u>11,100円</u>
民生委員推薦 会委員	日額 <u>9,600円</u>
社会福祉審議 会委員 社会福祉審議 会臨時委員	日額 <u>9,600円</u>

優良農林水産 事業者表彰選 考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
中央卸売市場 開設運営協議 会委員	日額 <u>9,400円</u>
中央卸売市場 取引委員会委 員	日額 <u>9,400円</u>
食肉地方卸売 市場取引委員 会委員	日額 <u>9,400円</u>
くらしの安全 推進協議会委 員	日額 <u>9,400円</u>
暴力追放推進 協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
交通安全対策 会議委員	日額 <u>9,400円</u>
消費者教育推 進地域協議会 委員	日額 <u>9,400円</u>
住居表示審議 会委員	日額 <u>9,400円</u>
国民健康保険 運営協議会委 員	日額 <u>10,800円</u>
民生委員推薦 会委員	日額 <u>9,400円</u>
社会福祉審議 会委員 社会福祉審議 会臨時委員	日額 <u>9,400円</u>

地域福祉推進 委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
災害弔慰金等 支給審査委員 会委員	日額 <u>9,600円</u>
介護認定審査 会委員	日額 <u>14,800円</u>
介護保険施設 等整備法人選 考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
介護保険地域 密着型サービ ス運営委員会 委員	日額 <u>9,600円</u>
高齢者福祉計 画推進委員会 委員	日額 <u>9,600円</u>
地域包括支援 センター運営 協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
障害者施策推 進協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
障害支援区分 判定審査会委 員	日額 <u>14,800円</u>
障害者福祉施 設移管先法人 選考委員会委 員	日額 <u>9,600円</u>
障害者総合支 援協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
老人ホーム等 入所判定委員	日額 <u>9,600円</u>

地域福祉推進 委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
災害弔慰金等 支給審査委員 会委員	日額 <u>9,400円</u>
介護認定審査 会委員	日額 <u>14,400円</u>
介護保険施設 等整備法人選 考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
介護保険地域 密着型サービ ス運営委員会 委員	日額 <u>9,400円</u>
高齢者福祉計 画推進委員会 委員	日額 <u>9,400円</u>
地域包括支援 センター運営 協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
障害者施策推 進協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
障害支援区分 判定審査会委 員	日額 <u>14,400円</u>
障害者福祉施 設移管先法人 選考委員会委 員	日額 <u>9,400円</u>
障害者総合支 援協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
老人ホーム等 入所判定委員	日額 <u>9,400円</u>

会委員	
児童福祉審議会委員 児童福祉審議会臨時委員	日額 <u>9,600円</u>
子育て支援会議委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市立保育所移管先法人選考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
母子父子寡婦福祉資金貸付審査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
育英資金貸付審査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
子ども・若者総合支援センター事業推進委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
いじめ問題調査委員会委員 いじめ問題調査委員会臨時委員	日額 <u>9,600円</u> (略)
(略)	(略)
保健医療審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
口腔保健推進審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
食育推進会議委員	日額 <u>9,600円</u>

会委員	
児童福祉審議会委員 児童福祉審議会臨時委員	日額 <u>9,400円</u>
子育て支援会議委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市立保育所移管先法人選考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
母子父子寡婦福祉資金貸付審査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
育英資金貸付審査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
子ども・若者総合支援センター事業推進委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
いじめ問題調査委員会委員 いじめ問題調査委員会臨時委員	日額 <u>9,400円</u> (略)
(略)	(略)
保健医療審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
口腔保健推進審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
食育推進会議委員	日額 <u>9,400円</u>

感染症診査協議会委員	日額 <u>11,100円</u>
小児慢性特定疾病審査会委員	日額 <u>11,100円</u>
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 <u>11,100円</u>
岐阜市民病院経営強化プラン評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
環境審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
環境活動顕彰選考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
地球温暖化対策実行計画協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
ごみ減量対策推進協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
地下水保全及び利活用検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
自然環境保全推進委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
一般廃棄物処	日額 <u>9,600円</u>

感染症診査協議会委員	日額 <u>10,800円</u>
小児慢性特定疾病審査会委員	日額 <u>10,800円</u>
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 <u>10,800円</u>
岐阜市民病院経営強化プラン評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
環境審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
環境活動顕彰選考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
地球温暖化対策実行計画協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
ごみ減量対策推進協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
地下水保全及び利活用検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
自然環境保全推進委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
一般廃棄物処	日額 <u>9,400円</u>

理施設技術検討委員会委員	
一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
防災会議委員 防災会議専門委員 防災会議幹事	日額 <u>9,600円</u>
国民保護協議会委員 国民保護協議会専門委員 国民保護協議会幹事	日額 <u>9,600円</u>
避難行動要支援者支援協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
空家等対策協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
景観審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
景観賞選考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
屋外広告物審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
開発審査会委員	日額 <u>9,600円</u>
建築審査会委員	日額 <u>9,600円</u>
建築紛争調停委員会委員	日額 <u>9,600円</u>

理施設技術検討委員会委員	
一般廃棄物処理施設用地選定委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
防災会議委員 防災会議専門委員 防災会議幹事	日額 <u>9,400円</u>
国民保護協議会委員 国民保護協議会専門委員 国民保護協議会幹事	日額 <u>9,400円</u>
避難行動要支援者支援協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
救急業務対策協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
空家等対策協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
景観審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
景観賞選考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
屋外広告物審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
開発審査会委員	日額 <u>9,400円</u>
建築審査会委員	日額 <u>9,400円</u>
建築紛争調停委員会委員	日額 <u>9,400円</u>

都市計画審議会委員 都市計画審議会臨時委員 都市計画審議会専門委員	日額 <u>9,600円</u>
公園協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
土地区画整理審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
土地区画整理評価員	日額 <u>9,600円</u>
歴史的風致維持向上協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
自転車等駐車対策協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
放置自動車等対策協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
水防協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
上下水道事業経営審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
住民自治推進審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
市民活動支援事業審査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
市民参画賞選考委員会委員	日額 <u>9,600円</u>

都市計画審議会委員 都市計画審議会臨時委員 都市計画審議会専門委員	日額 <u>9,400円</u>
公園協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
土地区画整理審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
土地区画整理評価員	日額 <u>9,400円</u>
歴史的風致維持向上協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
自転車等駐車対策協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
放置自動車等対策協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
水防協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
上下水道事業経営審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
住民自治推進審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
市民活動支援事業審査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
市民参画賞選考委員会委員	日額 <u>9,400円</u>

市民生涯学習 推進協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
文化芸術推進 審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
多文化共生推 進会議委員	日額 <u>9,600円</u>
男女共同参画 推進審議会委員	日額 <u>9,600円</u>
子どもの権利 推進委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
黒野共栄館運 営審議会委員	年額 <u>19,300円</u>
教育集会所運 営審議会委員	年額 <u>19,300円</u>
人権教育・啓 発推進協議会 委員	日額 <u>9,600円</u>
人権教育・啓 発推進専門委 員会委員	日額 <u>9,600円</u>
同和行政推進 協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
みんなの森 ぎふメディア コスモス運営 委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
小学校、中学 校及び義務教 育学校通学区 域審議会委員	日額 <u>9,600円</u>

市民生涯学習 推進協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
文化芸術推進 審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
多文化共生推 進会議委員	日額 <u>9,400円</u>
男女共同参画 推進審議会委員	日額 <u>9,400円</u>
子どもの権利 推進委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
黒野共栄館運 営審議会委員	年額 <u>18,800円</u>
教育集会所運 営審議会委員	年額 <u>18,800円</u>
人権教育・啓 発推進協議会 委員	日額 <u>9,400円</u>
人権教育・啓 発推進専門委 員会委員	日額 <u>9,400円</u>
同和行政推進 協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
みんなの森 ぎふメディア コスモス運営 委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
小学校、中学 校及び義務教 育学校通学区 域審議会委員	日額 <u>9,400円</u>

教育委員会指定管理者選定委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
教育委員会指定管理者評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
教育委員会事務点検評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
教育振興基本計画検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
教育支援委員会委員	年額 <u>24,800円</u>
教育委員会いじめ問題対策委員会委員 教育委員会いじめ問題対策委員会臨時委員	日額 <u>9,600円</u> (略)
(略)	(略)
市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
学校給食研究委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
学校給食献立作成委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
学校結核対策委員会委員	日額 <u>11,100円</u>

教育委員会指定管理者選定委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
教育委員会指定管理者評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
教育委員会事務点検評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
教育振興基本計画検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
教育支援委員会委員	年額 <u>24,200円</u>
教育委員会いじめ問題対策委員会委員 教育委員会いじめ問題対策委員会臨時委員	日額 <u>9,400円</u> (略)
(略)	(略)
市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
学校給食研究委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
学校給食献立作成委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
学校結核対策委員会委員	日額 <u>10,800円</u>

公民館運営審議会委員	年額 <u>19,300円</u>
社会教育委員	日額 <u>9,600円</u>
文化財審議会委員 文化財審議会臨時委員	日額 <u>9,600円</u>
史跡加納城跡整備委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
史跡岐阜城跡整備委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
長良川鶺鴒習俗総合調査委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
長良川鶺鴒習俗総合調査専門委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
長良川流域の文化的景観検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜まつり文化財検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜大仏保存整備検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>
岐阜市立図書館協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
科学館協議会委員	日額 <u>9,600円</u>
歴史博物館協	日額 <u>9,600円</u>

公民館運営審議会委員	年額 <u>18,800円</u>
社会教育委員	日額 <u>9,400円</u>
文化財審議会委員 文化財審議会臨時委員	日額 <u>9,400円</u>
史跡加納城跡整備委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
史跡岐阜城跡整備委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
長良川鶺鴒習俗総合調査委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
長良川鶺鴒習俗総合調査専門委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
長良川流域の文化的景観検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜まつり文化財検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜大仏保存整備検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>
岐阜市立図書館協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
科学館協議会委員	日額 <u>9,400円</u>
歴史博物館協	日額 <u>9,400円</u>

議会委員			議会委員		
歴史博物館資料評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>		歴史博物館資料評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>	
歴史博物館分館資料評価委員会委員	日額 <u>9,600円</u>		歴史博物館分館資料評価委員会委員	日額 <u>9,400円</u>	
青少年問題協議会委員	日額 <u>9,600円</u>		青少年問題協議会委員	日額 <u>9,400円</u>	
少年自然の家運営審議会委員	日額 <u>9,600円</u>		少年自然の家運営審議会委員	日額 <u>9,400円</u>	
放課後チャイルドコミュニティ推進委員会委員	日額 <u>9,600円</u>		放課後チャイルドコミュニティ推進委員会委員	日額 <u>9,400円</u>	
スポーツ推進計画検討委員会委員	日額 <u>9,600円</u>		スポーツ推進計画検討委員会委員	日額 <u>9,400円</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

非常勤の特別職職員の報酬を改定する等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市基金条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市基金条例の一部を改正する条例

岐阜市基金条例（昭和39年岐阜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(基金の名称等)			(基金の名称等)		
第2条 基金の名称、目的及び積み立てる金額は、次のとおりとする。			第2条 基金の名称、目的及び積み立てる金額は、次のとおりとする。		
名称	目的	積立金額	名称	目的	積立金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公共施設等マネジメント基金	公共施設等の計画的な維持、更新等に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額	公共施設等マネジメント基金	公共施設等の計画的な維持、更新等に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額
観光振興基金	観光産業の持続的な発展を図る事業に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

観光振興基金を設置するため、この条例を定めようとする。

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜市手数料徴収条例（平成12年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表第4（第2条関係） 厚生関係事務手数料						別表第4（第2条関係） 厚生関係事務手数料					
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
1～6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	3 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は收容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は收容の許可の申請手数料	1 件につき	8,400	円		3 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は收容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は收容の許可の申請手数料	1 件につき	8,000	円

8 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第2条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修	動物取扱責任者研修手数料	1人につき	<u>1,100</u> 円	
	5・6 (略)	(略)	(略)	(略)	
て「法」という。）の施行に関する事務	7 法第3条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	1頭又は1匹につき	<u>2,300</u> 円（生後90日以内の犬又は猫にあつては、 <u>460</u> 円）	
	8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下こ	第一種動物取扱業登録証再交付手数料	1通につき	<u>1,100</u> 円	

8 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第2条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修	動物取扱責任者研修手数料	1人につき	<u>800</u> 円	
	5・6 (略)	(略)	(略)	(略)	
て「法」という。）の施行に関する事務	7 法第3条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	1頭又は1匹につき	<u>2,090</u> 円（生後90日以内の犬又は猫にあつては、 <u>410</u> 円）	
	8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下こ	第一種動物取扱業登録証再交付手数料	1通につき	<u>1,000</u> 円	

			の項において「省令」という。) 第2条第6項の規定に基づく第一種動物取扱業に係る登録証の再交付							
		9	省令第15条第6項の規定に基づく特定動物飼養等許可証の再交付	1	1,100	円	円			
9	岐阜県動物の愛護及び管理に関	1	県条例第11条第1項の規定に基	抑留	850	円	円			
			の項において「省令」という。) 第2条第6項の規定に基づく第一種動物取扱業に係る登録証の再交付							
		9	省令第15条第6項の規定に基づく特定動物飼養等許可証の再交付	1	1,000	円	円			
9	岐阜県動物の愛護及び管理に関	1	県条例第11条第1項の規定に基	抑留	700	円	円			

する条 例（平 成18年 岐阜県 条例第	づく野 犬等の 抑留中 の飼養 管理		頭 に つ き		
20号。以下この項において「県条例」という。）の施行に関する事務	2 県条例第11条第2項の規定に基づく野犬等の返還	野犬等返還手数料	1 頭につき	<u>4,200</u> 円	
10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 (略) 2 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承	旅館業の許可を受けた地位の承認申請手数料	1 件につき	<u>7,800</u> 円	

する条 例（平 成18年 岐阜県 条例第	づく野 犬等の 抑留中 の飼養 管理		頭 に つ き		
20号。以下この項において「県条例」という。）の施行に関する事務	2 県条例第11条第2項の規定に基づく野犬等の返還	野犬等返還手数料	1 頭につき	<u>3,410</u> 円	
10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 (略) 2 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承	旅館業の許可を受けた地位の承認申請手数料	1 件につき	<u>7,400</u> 円	

		継の承認申請に対する審査			
12 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
13 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務	理容師法（昭和22年法律第234号）の検査	理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査	1 件につき	<u>17,000</u> 円	
14 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
15 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務	美容師法（昭和32年法律第163号）の検査	美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査	1 件につき	<u>17,000</u> 円	
16・17 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
18 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項に	1 法第5条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令	飲食店営業許可申請手数料	1 件につき	<u>18,000</u> 円（短期営業の許可にあつては <u>6,000</u> 円、臨時	

		継の承認申請に対する審査			
12 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
13 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務	理容師法（昭和22年法律第234号）の検査	理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査	1 件につき	<u>16,000</u> 円	
14 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
15 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務	美容師法（昭和32年法律第163号）の検査	美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査	1 件につき	<u>16,000</u> 円	
16・17 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
18 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項に	1 法第5条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令	飲食店営業許可申請手数料	1 件につき	<u>16,000</u> 円（短期営業の許可にあつては <u>4,000</u> 円、臨時	

おいて「法」という。)の施行に関する事務	第229号。以下この項において「令」という。)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査			営業の許可にあつては <u>3,000円</u>	
	2 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の更新の申請に対する審査	飲食店営業許可更新申請手数料	1件につき	<u>14,400円</u>	
	3 法第55条第1項及び	自動販売機営	1件に	<u>10,000円</u>	

おいて「法」という。)の施行に関する事務	第229号。以下この項において「令」という。)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査			営業の許可にあつては <u>2,000円</u>	
	2 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の更新の申請に対する審査	飲食店営業許可更新申請手数料	1件につき	<u>12,800円</u>	
	3 法第55条第1項及び	自動販売機営	1件に	<u>9,600円</u>	

	令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（以下「自動販売機営業」という。）の許可の申請に対する審査	業許可申請手数料	つき						
4	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく自動販売	自動販売機営業許可更新申請手数料	1件につき	<u>8,000</u>	円				
4	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく自動販売	自動販売機営業許可更新申請手数料	1件につき	<u>7,680</u>	円				

	機營業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査				
5	法第5 5条第1 項及び 令第35 条の規 定に基 づく食 肉販売 業の許 可の申 請に対 する審 査	食肉 販売 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>11,000</u> 円	
6	法第5 5条第1 項及び 令第35 条の規 定に基 づく食 肉販売 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	食肉 販売 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>8,800</u> 円	
7	法第5	魚介	1	<u>11,000</u>	

	機營業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査				
5	法第5 5条第1 項及び 令第35 条の規 定に基 づく食 肉販売 業の許 可の申 請に対 する審 査	食肉 販売 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>9,600</u> 円	
6	法第5 5条第1 項及び 令第35 条の規 定に基 づく食 肉販売 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	食肉 販売 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>7,680</u> 円	
7	法第5	魚介	1	<u>9,600</u>	

	5条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	類販売業許可申請手数料	件につき	円(短期営業の許可にあつては、 <u>3,700</u> 円)	
8	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の更新の申請に対する審査	魚介類販売業更新申請手数料	1件につき	<u>8,800</u> 円	
9	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可申請手数料	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u> 円	
	5条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	類販売業許可申請手数料	件につき	円(短期営業の許可にあつては、 <u>2,400</u> 円)	
8	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の更新の申請に対する審査	魚介類販売業更新申請手数料	1件につき	<u>7,680</u> 円	
9	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可申請手数料	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき	<u>21,000</u> 円	

り売り 営業の 許可の 申請に 対する 審査				
10 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 魚介類 競り売 り営業 の許可 の更新 の申請 に対す る審査	魚介 類競 り売 り営 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>20,000</u> 円	
11 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 集乳業 の許可 の申請 に対す る審査	集乳 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>11,000</u> 円	
12 法第	集乳	1	<u>8,800</u>	

り売り 営業の 許可の 申請に 対する 審査				
10 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 魚介類 競り売 り営業 の許可 の更新 の申請 に対す る審査	魚介 類競 り売 り営 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>16,800</u> 円	
11 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 集乳業 の許可 の申請 に対す る審査	集乳 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>9,600</u> 円	
12 法第	集乳	1	<u>7,680</u>	

	55条第1項及び令第35条の規定に基づく集乳業の許可の更新の申請に対する審査	業許可更新申請手数料	件につき	円	
13	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u> 円	
14	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳処理業の許	乳処理業更新申請手数料	1件につき	<u>20,000</u> 円	
	55条第1項及び令第35条の規定に基づく集乳業の許可の更新の申請に対する審査	業許可更新申請手数料	件につき	円	
13	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき	<u>21,000</u> 円	
14	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳処理業の許	乳処理業更新申請手数料	1件につき	<u>16,800</u> 円	

17	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉処 理業の 許可の 申請に 対する 審査	食肉 処理 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>25,000</u> 円
18	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉処 理業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	食肉 処理 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>20,000</u> 円
19	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に	食品 の放 射線 照射 業許 可申	1 件に つき	<u>25,000</u> 円

17	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉処 理業の 許可の 申請に 対する 審査	食肉 処理 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>21,000</u> 円
18	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉処 理業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	食肉 処理 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>16,800</u> 円
19	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に	食品 の放 射線 照射 業許 可申	1 件に つき	<u>21,000</u> 円

	基づく 食品の 放射線 照射業 の許可 の申請 に対する 審査	請手 数料								
20	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食品の 放射線 照射業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査	食品 の放 射線 照射 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>20,000</u> 円						
21	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 菓子製 造業の 許可の 申請に	菓子 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>18,000</u> 円(短 期営業 の許可 にあつ ては、 <u>6,000</u> 円)						
	基づく 食品の 放射線 照射業 の許可 の申請 に対する 審査	請手 数料								
20	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食品の 放射線 照射業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査	食品 の放 射線 照射 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>16,800</u> 円						
21	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 菓子製 造業の 許可の 申請に	菓子 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>14,000</u> 円(短 期営業 の許可 にあつ ては、 <u>3,500</u> 円)						

対する 審査				
22 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 菓子製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	菓子 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>14,400</u> 円	
23 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく アイス クリー ム類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	アイ スク リー ム類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>25,000</u> 円	
24 法第 55条第 1項及	アイ スク リー	1 件に	<u>20,000</u> 円	

対する 審査				
22 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 菓子製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	菓子 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>11,200</u> 円	
23 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく アイス クリー ム類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	アイ スク リー ム類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>14,000</u> 円	
24 法第 55条第 1項及	アイ スク リー	1 件に	<u>11,200</u> 円	

	び令第 35条の 規定に 基づく アイス クリー ム類製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	ム類 製造 業許 可更 新申 請手 数料	つき						
25	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 乳製品 製造業 の許可 の申請 に対する 審査	乳製 品製 造業 許可 申請 手数 料	1 件に つき	<u>25,000</u> 円					
26	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 乳製品	乳製 品製 造業 許可 更新 申請 手数 料	1 件に つき	<u>20,000</u> 円					
	び令第 35条の 規定に 基づく アイス クリー ム類製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	ム類 製造 業許 可更 新申 請手 数料	つき						
25	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 乳製品 製造業 の許可 の申請 に対する 審査	乳製 品製 造業 許可 申請 手数 料	1 件に つき	<u>21,000</u> 円					
26	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 乳製品	乳製 品製 造業 許可 更新 申請 手数 料	1 件に つき	<u>16,800</u> 円					

	製造業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査								
27	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 清涼飲 料水製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	清涼 飲料 水製 造業 許可 申請 手 数 料	1 件 に つ き	<u>25,000</u> 円					
28	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 清涼飲 料水製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する	清涼 飲料 水製 造業 許可 更新 申請 手 数 料	1 件 に つ き	<u>20,000</u> 円					
	製造業 の許可 の更新 の申請 に対する 審査								
27	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 清涼飲 料水製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	清涼 飲料 水製 造業 許可 申請 手 数 料	1 件 に つ き	<u>21,000</u> 円					
28	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 清涼飲 料水製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する	清涼 飲料 水製 造業 許可 更新 申請 手 数 料	1 件 に つ き	<u>16,800</u> 円					

審査				
29 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉製 品製造 業の許 可の申 請に対 する審 査	食肉 製品 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 につ き	<u>25,000</u> 円	
30 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉製 品製造 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	食肉 製品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 につ き	<u>20,000</u> 円	
31 法第 55条第 1項及 び令第	水産 製品 製造 業許	1 件 につ	<u>25,000</u> 円	

審査				
29 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉製 品製造 業の許 可の申 請に対 する審 査	食肉 製品 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 につ き	<u>21,000</u> 円	
30 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食肉製 品製造 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	食肉 製品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 につ き	<u>16,800</u> 円	
31 法第 55条第 1項及 び令第	水産 製品 製造 業許	1 件 につ	<u>16,000</u> 円	

	35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	可申請手数料	き						
	32 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の更新の申請に対する審査	水産製品製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>20,000</u>	円				
	33 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく氷雪製造業の	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u>	円				
	35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	可申請手数料	き						
	32 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の更新の申請に対する審査	水産製品製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>12,800</u>	円				
	33 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく氷雪製造業の	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき	<u>21,000</u>	円				

許可の 申請に 対する 審査				
34 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冰雪製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	冰雪 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき き	<u>20,000</u> 円	
35 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 液卵製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	液卵 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき き	<u>25,000</u> 円	
36 法第 55条第 1項及	液卵 製造 業許 に	1 件に	<u>20,000</u> 円	

許可の 申請に 対する 審査				
34 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冰雪製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	冰雪 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき き	<u>16,800</u> 円	
35 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 液卵製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	液卵 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき き	<u>21,000</u> 円	
36 法第 55条第 1項及	液卵 製造 業許 に	1 件に	<u>16,800</u> 円	

	び令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の更新の申請に対する審査	可更新申請手数料	つき						
	37 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u> 円					
	38 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食用油脂製造	食用油脂製造業可更新申請手数料	1件につき	<u>20,000</u> 円					
	び令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の更新の申請に対する審査	可更新申請手数料	つき						
	37 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき	<u>21,000</u> 円					
	38 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食用油脂製造	食用油脂製造業可更新申請手数料	1件につき	<u>16,800</u> 円					

業の許可の更新の申請に対する審査				
39 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づくみそ又ははしよ うゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしよ うゆ製造業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u> 円	
40 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づくみそ又ははしよ うゆ製造業の更新の	みそ又はしよ うゆ製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>20,000</u> 円	

業の許可の更新の申請に対する審査				
39 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づくみそ又ははしよ うゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしよ うゆ製造業許可申請手数料	1件につき	<u>16,000</u> 円	
40 法第55条第1項及び令第35条の規定に基づくみそ又ははしよ うゆ製造業の更新の	みそ又はしよ うゆ製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>12,800</u> 円	

申請に 対する 審査				
41 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 酒類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	酒類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>25,000</u> 円	
42 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 酒類製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	酒類 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>20,000</u> 円	
43 法第 55条第 1項及 び令第	豆腐 製造 業許 可申	1 件 に つ	<u>18,000</u> 円	

申請に 対する 審査				
41 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 酒類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	酒類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>16,000</u> 円	
42 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 酒類製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	酒類 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>12,800</u> 円	
43 法第 55条第 1項及 び令第	豆腐 製造 業許 可申	1 件 に つ	<u>14,000</u> 円	

	35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	請手 数料	き					
44	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の更新の申請に対する審査	豆腐製造業許可更新申請手 数料	1 件につき	<u>14,400</u> 円				
45	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に	納豆製造業許可申請手 数料	1 件につき	<u>18,000</u> 円				
	35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	請手 数料	き					
44	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の更新の申請に対する審査	豆腐製造業許可更新申請手 数料	1 件につき	<u>11,200</u> 円				
45	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に	納豆製造業許可申請手 数料	1 件につき	<u>14,000</u> 円				

対する 審査				
46 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 納豆製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	納豆 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>14,400</u> 円	
47 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 麺類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	麺類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>18,000</u> 円	
48 法第 55条第 1項及 び令第 35条の	麺類 製造 業許 可更 新申 き	1 件に つき	<u>14,400</u> 円	

対する 審査				
46 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 納豆製 造業の 許可の 更新の 申請に 対する 審査	納豆 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件に つき	<u>11,200</u> 円	
47 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 麺類製 造業の 許可の 申請に 対する 審査	麺類 製造 業許 可申 請手 数料	1 件に つき	<u>14,000</u> 円	
48 法第 55条第 1項及 び令第 35条の	麺類 製造 業許 可更 新申 き	1 件に つき	<u>11,200</u> 円	

	規定に基づく 麵類製造業の 許可の更新の 申請に対する 審査	請手 数料			
49	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく そうざい製造業の許可の申請に対する 審査	そうざい製造業許可申請手 数料	1件につき	<u>25,000</u> 円	
50	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく そうざい製造業の許可の更	そうざい製造業許可更新申請手 数料	1件につき	<u>20,000</u> 円	

	規定に基づく 麵類製造業の 許可の更新の 申請に対する 審査	請手 数料			
49	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく そうざい製造業の許可の申請に対する 審査	そうざい製造業許可申請手 数料	1件につき	<u>21,000</u> 円	
50	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく そうざい製造業の許可の更	そうざい製造業許可更新申請手 数料	1件につき	<u>16,800</u> 円	

	新の申請に対する審査				
51	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	<u>30,000</u> 円	
52	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の更新の申請に対する審査	複合型そうざい製造業更新申請手数料	1件につき	<u>24,000</u> 円	

	新の申請に対する審査				
51	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	<u>28,000</u> 円	
52	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の更新の申請に対する審査	複合型そうざい製造業更新申請手数料	1件につき	<u>22,400</u> 円	

査				
53 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冷凍食 品製造 業の許 可の申 請に対 する審 査	冷凍 食品 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 につ き	<u>25,000</u> 円	
54 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冷凍食 品製造 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	冷凍 食品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 につ き	<u>20,000</u> 円	
55 法第 55条第 1項及 び令第	複合 型冷 凍食 品製	1 件 につ	<u>30,000</u> 円	

査				
53 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冷凍食 品製造 業の許 可の申 請に対 する審 査	冷凍 食品 製造 業許 可申 請手 数料	1 件 につ き	<u>21,000</u> 円	
54 法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 冷凍食 品製造 業の許 可の更 新の申 請に対 する審 査	冷凍 食品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 につ き	<u>16,800</u> 円	
55 法第 55条第 1項及 び令第	複合 型冷 凍食 品製	1 件 につ	<u>28,000</u> 円	

	35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	造業許可申請手数料	き						
56	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の更新の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業の許可更新申請手数料	1件につき	<u>24,000</u>	円				
57	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく	漬物製造業許可申請手数料	1件につき	<u>18,000</u>	円				
	35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	造業許可申請手数料	き						
56	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の更新の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業の許可更新申請手数料	1件につき	<u>22,400</u>	円				
57	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく	漬物製造業許可申請手数料	1件につき	<u>10,000</u>	円				

	漬物製造業の許可の申請に対する審査								
58	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の更新の申請に対する審査	漬物製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>14,400</u> 円					
59	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u> 円					
	漬物製造業の許可の申請に対する審査								
58	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の更新の申請に対する審査	漬物製造業許可更新申請手数料	1件につき	<u>8,000</u> 円					
59	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき	<u>16,000</u> 円					

60	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 密封包 装食品 製造業 の許可 の更新 の申請 に対す る審査	密封 包装 食品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>20,000</u> 円
61	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食品の 小分け 業の許 可の申 請に対 する審 査	食品 の小 分け 業許 可申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>18,000</u> 円
62	法第 55条第 1項及 び令第	食品 の小 分け 業許	1 件 に つ	<u>14,400</u> 円

60	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 密封包 装食品 製造業 の許可 の更新 の申請 に対す る審査	密封 包装 食品 製造 業許 可更 新申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>12,800</u> 円
61	法第 55条第 1項及 び令第 35条の 規定に 基づく 食品の 小分け 業の許 可の申 請に対 する審 査	食品 の小 分け 業許 可申 請手 数料	1 件 に つ き	<u>10,000</u> 円
62	法第 55条第 1項及 び令第	食品 の小 分け 業許	1 件 に つ	<u>8,000</u> 円

	35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の更新の申請に対する審査	可更新申請手数料	き						
63	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき	<u>25,000</u>	円				
64	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可	添加物製造業更新申請手数料	1件につき	<u>20,000</u>	円				
	35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の更新の申請に対する審査	可更新申請手数料	き						
63	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき	<u>21,000</u>	円				
64	法第55条第1項及び令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可	添加物製造業更新申請手数料	1件につき	<u>16,800</u>	円				

		の更新 の申請 に対す る審査			
19 狂犬 病予防	1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	
法(昭 和25年 法律第 247号 。以下 この項 におい て「法 」とい う。)の 施行に 関する 事務	3 法第2 3条第2 の3の 規定に より犬 等の所 有者等 がその 費用を 負担す べきこ ととさ れてい る法第 6条第1 項の規 定に基 づく未 登録犬 等の抑 留中の 飼養管 理	未登 録犬 等飼 養管 理手 数料	抑 留 1 日 1 頭 に つ き	<u>850円</u>	
	4 法第2 3条第2 の3の 規定に より犬	未登 録犬 等返 還手 数料	1 頭 に つ き	<u>4,200 円</u>	

		の更新 の申請 に対す る審査			
19 狂犬 病予防	1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	
法(昭 和25年 法律第 247号 。以下 この項 におい て「法 」とい う。)の 施行に 関する 事務	3 法第2 3条第2 の3の 規定に より犬 等の所 有者等 がその 費用を 負担す べきこ ととさ れてい る法第 6条第1 項の規 定に基 づく未 登録犬 等の抑 留中の 飼養管 理	未登 録犬 等飼 養管 理手 数料	抑 留 1 日 1 頭 に つ き	<u>700円</u>	
	4 法第2 3条第2 の3の 規定に より犬	未登 録犬 等返 還手 数料	1 頭 に つ き	<u>3,410 円</u>	

		等の所有者等がその費用を負担すべきこととされている法第6条第7項の規定に基づく未登録犬等の返還				
	5・6 (略)	(略)	(略)	(略)		
20~22 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
23 医療 法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	1 件につき	<u>19,300</u> 円		
	2 法第7条第1項の規定に基づく助産所の	助産所開設許可手数料	1 件につき	<u>11,600</u> 円		

		等の所有者等がその費用を負担すべきこととされている法第6条第7項の規定に基づく未登録犬等の返還				
	5・6 (略)	(略)	(略)	(略)		
20~22 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23 医療 法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	1 件につき	<u>18,000</u> 円		
	2 法第7条第1項の規定に基づく助産所の	助産所開設許可手数料	1 件につき	<u>11,000</u> 円		

	開設の許可				
	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	1件につき	<u>23,500</u> 円	
	5 法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	1件につき	<u>17,400</u> 円	
24 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	1件につき	<u>64,300</u> 円	
25 医薬品、医	1～12 (略)	(略)	(略)	(略)	

	開設の許可				
	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	1件につき	<u>22,000</u> 円	
	5 法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	1件につき	<u>16,000</u> 円	
24 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	1件につき	<u>61,000</u> 円	
25 医薬品、医	1～12 (略)	(略)	(略)	(略)	

療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律（ 昭和35 年法律 第145 号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。 ）の施 行に関 する事 務	13	医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律施 行令（ 昭和36 年政令 第11号 。以下 この項 におい て「令 」とい う。） 第2条 の3第1 項の規 定に基 づく薬 局開設 の許可 証の書 換え交 付	薬局 開設 許可 証書 換え 交付 手数料	1 件 につ き	<u>2,400</u> 円
	14	令第 2条の4	薬局 開設	1 件	<u>3,300</u> 円

療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律（ 昭和35 年法律 第145 号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。 ）の施 行に関 する事 務	13	医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律施 行令（ 昭和36 年政令 第11号 。以下 この項 におい て「令 」とい う。） 第2条 の3第1 項の規 定に基 づく薬 局開設 の許可 証の書 換え交 付	薬局 開設 許可 証書 換え 交付 手数料	1 件 につ き	<u>2,000</u> 円
	14	令第 2条の4	薬局 開設	1 件	<u>2,900</u> 円

	第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	許可証再交付手数料	につき						
	15 令第5条第1項及び第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証等書換え交付手数料	1件につき	<u>2,400</u>	円				
	16 令第6条第1項及び第13条第1項の規定に基づく薬局	薬局製造販売医薬品製造販売業許可	1件につき	<u>3,300</u>	円				
	第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	許可証再交付手数料	につき						
	15 令第5条第1項及び第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証等書換え交付手数料	1件につき	<u>2,000</u>	円				
	16 令第6条第1項及び第13条第1項の規定に基づく薬局	薬局製造販売医薬品製造販売業許可	1件につき	<u>2,900</u>	円				

	製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付	証等再交付手数料							
17	令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	1件につき	<u>2,400</u> 円					
18	令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売	医薬品販売業許可証等再交付	1件につき	<u>3,300</u> 円					
17	令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	証等再交付手数料							
17	令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	1件につき	<u>2,000</u> 円					
18	令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売	医薬品販売業許可証等再交付	1件につき	<u>2,900</u> 円					

		業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	数料			
26 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)		
	4 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項及び第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	1 件につき	<u>4,300</u> 円		
27～33 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

		業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	数料			
26 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)		
	4 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項及び第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	1 件につき	<u>4,000</u> 円		
27～33 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日に現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「食品衛生法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けている者がその有効期間の満了後引き続き当該許可に係る営業に相当する営業に係る食品衛生法等改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、この条例による改正後の別表第4の18の項の当該営業の許可の更新に係る規定を適用する。

提 案 理 由

化製場等に関する法律の施行に関する事務等の手数料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜市手数料徴収条例（平成12年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第5（第2条関係） 建設関係事務手数料						別表第5（第2条関係） 建設関係事務手数料					
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
1	(略)	(略)	(略)	(略)		1	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	建 築基 準法 （昭 和25 年法 律第 201 号。 以下 この 項に おい て「 法」 とい う。 ）の 施行 に関 する	1～68 (略)	(略)	(略)	(略)	2	建 築基 準法 （昭 和25 年法 律第 201 号。 以下 この 項に おい て「 法」 とい う。 ）の 施行 に関 する	1～68 (略)	(略)	(略)	(略)
	69 建 築基 準法 施行 令（ 昭和 25年 政令 第33 号。 以下 この 項に おい て「 令 」と いう 。）	(略)	(略)	(略)			69 建 築基 準法 施行 令（ 昭和 25年 政令 第33 号。 以下 この 項に おい て「 令 」と いう 。）	(略)	(略)	(略)	

事務	第13 7条 の12 第11 項の 規定 に基 づく 既存 建築 物の 敷地 と道 路の 関係 に係 る特 例の 認定 の申 請に 対す る審 査					事務	第13 7条 の12 第6 項の 規定 に基 づく 既存 建築 物の 敷地 と道 路の 関係 に係 る特 例の 認定 の申 請に 対す る審 査				
	70 令 (略) (略) (略)						70 令 (略) (略) (略)	第13 7条 の12 第7 項の 規定 に基 づく 既存 建築 物に 係る 道路 内の			

		建築制限の特例の認定の申請に対する審査						建築制限の特例の認定の申請に対する審査					
3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち新築に係る申請に対する審査（住宅の品質	1	ア 1戸建ての住宅の場合 合 15,000円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき 25,000円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき 40,000円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき 66,000円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のと	(略)	3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち新築に係る申請に対する審査（住宅の品質	1	ア 1戸建ての住宅の場合 合 14,000円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき 24,000円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき 38,000円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき 62,000円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のと	(略)

<p>確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書</p>	<p>き <u>105,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>159,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>268,000円</u> (キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>339,000円</u> (ク) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>384,000円</u></p>	<p>確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書</p>	<p>き <u>98,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>148,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>250,000円</u> (キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>316,000円</u> (ク) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>358,000円</u></p>
---	--	---	---

									又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付する場合に限る。）
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち新築に係る	新築長期優良住宅建築等計画認定手数料	1件につき	ア（略） イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき <u>114,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき <u>181,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき <u>355,000円</u>					又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付する場合に限る。）
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち新築に係る	新築長期優良住宅建築等計画認定手数料	1件につき	ア（略） イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき <u>110,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき <u>172,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき <u>334,000円</u>					又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付する場合に限る。）

				申請 に対する 審査 (確認書 等を添付 する場合 を除く。)	(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>634,</u> <u>000円</u>				申請 に対する 審査 (確認書 等を添付 する場合 を除く。)	(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>594,</u> <u>000円</u>			
					(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>1,</u> <u>088,000</u> 円					(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>1,</u> <u>017,000</u> 円			
					(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>2,</u> <u>012,000</u> 円					(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>1,</u> <u>876,000</u> 円			
					(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>2,</u> <u>874,000</u> 円					(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>2,</u> <u>678,000</u> 円			
					(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>3,520,00</u> <u>0円</u>					(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>3,279,00</u> <u>0円</u>			
3	法 第5 条第 1項 から 第5	確認 書等 添付 による 既存	1	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>21,000</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外					3	法 第5 条第 1項 から 第5	確認 書等 添付 による 既存	1	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>20,000</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外

<p>項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）</p>	<p>宅長期優良住宅建築等計画認定手数料</p>	<p>の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>37,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>59,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>98,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>156,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>237,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>401,000円</u> (キ) 1棟の戸数が20</p>	<p>項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）</p>	<p>宅長期優良住宅建築等計画認定手数料</p>	<p>の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>35,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>56,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>92,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>146,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>221,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>374,000円</u> (キ) 1棟の戸数が20</p>
--	--------------------------	--	--	--------------------------	--

				0を超え300以下のとき <u>507,000円</u> (ク) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>575,000円</u>				0を超え300以下のとき <u>472,000円</u> (ク) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>536,000円</u>	
4	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請に対	既存住宅長期優良住宅建築等計画認定手数料	1	<p>ア 1戸建ての住宅の場合 <u>73,000円</u></p> <p>イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>169,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>270,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>531,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のと</p>	4	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請に対	既存住宅長期優良住宅建築等計画認定手数料	1	<p>ア 1戸建ての住宅の場合 <u>72,000円</u></p> <p>イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>162,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>255,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>499,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のと</p>

				<p>する 審査 (確認書等を添付する場合を除く。)</p>	<p>き <u>950,000</u>円 (イ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>1,632,000</u>円 (ロ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>3,017,000</u>円 (ハ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>4,310,000</u>円 (ニ) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>5,280,000</u>円</p>				<p>する 審査 (確認書等を添付する場合を除く。)</p>	<p>き <u>888,000</u>円 (イ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>1,522,000</u>円 (ロ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>2,811,000</u>円 (ハ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>4,013,000</u>円 (ニ) 1棟の戸数が300を超えるとき <u>4,915,000</u>円</p>				
5	法第5条第6項又は第7項の規定に基づく	確認書等添付による長期優良住宅維持保全計	1	ア	1戸建ての住宅の場合 <u>21,000</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5				5	法第5条第6項又は第7項の規定に基づく	確認書等添付による長期優良住宅維持保全計	1	ア	1戸建ての住宅の場合 <u>20,000</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5

<p>長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）</p>	<p>画認定申請手数料</p>	<p>以下のとき <u>37,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>59,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>98,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>156,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>237,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>401,000円</u> (キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>507,000円</u></p>	<p>長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）</p>	<p>画認定申請手数料</p>	<p>以下のとき <u>35,000円</u> (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>56,000円</u> (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>92,000円</u> (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>146,000円</u> (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>221,000円</u> (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>374,000円</u> (キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>472,000円</u></p>
--	-----------------	---	--	-----------------	---

			(ク) 1棟の戸数が30を超えるとき <u>575,000</u> 円				(ク) 1棟の戸数が30を超えるとき <u>536,000</u> 円	
6	法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請に基	1	ア 1戸建ての住宅の場合 <u>73,000</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>169,000</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>270,000</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>531,000</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>950,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50		6	法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請に基	1	ア 1戸建ての住宅の場合 <u>72,000</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>162,000</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>255,000</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>499,000</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>888,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50

				を 超え10 0以下の とき <u>1,</u> <u>632,000</u> 円				を 超え10 0以下の とき <u>1,</u> <u>522,000</u> 円		
				(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>3,</u> <u>017,000</u> 円				(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>2,</u> <u>811,000</u> 円		
				(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>4,</u> <u>310,000</u> 円				(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>4,</u> <u>013,000</u> 円		
				(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>5,280,000</u> 円				(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>4,915,000</u> 円		
7	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅建 築等 計画 の変	確認 書等 添付 による 新築 長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認 定手 数	1	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>7,500</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (ア) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>12,5</u> <u>00円</u> (イ) 1棟の		7	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅建 築等 計画 の変	確認 書等 添付 による 新築 長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認 定手 数	1	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>7,000</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (ア) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>12,0</u> <u>00円</u> (イ) 1棟の

更の料 認定 のうち新 築に係る 申請 (法 第9 条第 1項 に規 定す る譲 受人 を決 定し た場 合及 び同 条第 3項 に規 定す る管 理者 等が 選任 され た場 合を 除く 。) に対 する 審査 (確 認書 等を	戸数が5 を超え10 以下のと き <u>20,0</u> 00円	更の料 認定 のうち新 築に係る 申請 (法 第9 条第 1項 に規 定す る譲 受人 を決 定し た場 合及 び同 条第 3項 に規 定す る管 理者 等が 選任 され た場 合を 除く 。) に対 する 審査 (確 認書 等を	戸数が5 を超え10 以下のと き <u>19,0</u> 00円
	(ウ) 1棟の 戸数が10 を超え25 以下のと き <u>33,0</u> 00円		(ウ) 1棟の 戸数が10 を超え25 以下のと き <u>31,0</u> 00円
	(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>52,5</u> 00円		(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>49,0</u> 00円
	(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>7</u> 9,500円		(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>7</u> 4,000円
	(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>13</u> 4,000円		(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>12</u> 5,000円
	(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>16</u> 9,500円		(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>15</u> 8,000円
	(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき		(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき

				添付する場合に限る。)				192,000 円
8	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち新築に係る申請（法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合及	新築長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	1	ア (略) イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき <u>57,000</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき <u>90,500</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき <u>177,500</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下とき <u>317,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下とき <u>54</u>				
				添付する場合に限る。)				179,000 円
8	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定のうち新築に係る申請（法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合及	新築長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	1	ア (略) イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下とき <u>55,000</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下とき <u>86,000</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下とき <u>167,000</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下とき <u>297,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下とき <u>50</u>				

				び同 条第 3項 に規 定す る管 理者 等が 選任 され た場 合を 除く 。)) に対 する 審査 (確 認書 等を 添付 する 場合 を除 く。)	4,000円 (カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>1,</u> <u>006,000</u> 円 (キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>1,</u> <u>437,000</u> 円 (ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>1,760,000</u> 円				び同 条第 3項 に規 定す る管 理者 等が 選任 され た場 合を 除く 。)) に対 する 審査 (確 認書 等を 添付 する 場合 を除 く。)	8,500円 (カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>93</u> <u>8,000円</u> (キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>1,</u> <u>339,000</u> 円 (ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>1,639,500</u> 円			
9	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅建 築等 計画	確認 書等 添付 によ る既 存住 宅長 期優 良住 宅建 築等 計画	1 件に つき	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>10,500</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (ア) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>18,5</u> <u>00円</u>					9	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅建 築等 計画	確認 書等 添付 によ る既 存住 宅長 期優 良住 宅建 築等 計画	1 件に つき	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>10,000</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (ア) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>17,5</u> <u>00円</u>

の変更の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請（法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合及び同条第3項に規定する管理者等が選任された場合を除く。）	認定手数料	(イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>29,500円</u>	の変更の認定のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請（法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合及び同条第3項に規定する管理者等が選任された場合を除く。）	認定手数料	(イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>28,000円</u>
		(ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>49,000円</u>			(ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>46,000円</u>
		(エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>78,000円</u>			(エ) 1棟の戸数が25を超え50以下のとき <u>73,000円</u>
		(オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>118,500円</u>			(オ) 1棟の戸数が50を超え100以下のとき <u>110,500円</u>
		(カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>200,500円</u>			(カ) 1棟の戸数が100を超え200以下のとき <u>187,000円</u>
		(キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>253,500円</u>			(キ) 1棟の戸数が200を超え300以下のとき <u>236,000円</u>
		(ク) 1棟の戸数が300を超え			(ク) 1棟の戸数が300を超え

				るとき <u>287,500</u> 円				るとき <u>268,000</u> 円	
	に対する審査（確認書を添付する場合に限る。）								
10	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請（法	既存住宅	1件につき	ア 1戸建ての住宅の場合 <u>36,500</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>84,500</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>135,000</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>265,500</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25	10	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更のうち既存の住宅の増築又は改築に係る申請（法	既存住宅	1件につき	ア 1戸建ての住宅の場合 <u>36,000</u> 円 イ 1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下のとき <u>81,000</u> 円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下のとき <u>127,500</u> 円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下のとき <u>249,500</u> 円 (エ) 1棟の戸数が25

				第 9 条 第 1 項 に規定する譲受人を決定した場合及び同条第 3 項に規定する管理者等が選任された場合を除く。) に対する審査 (確認書等を添付する場合を除く。)	を 超 え 50 以 下 の と き <u>475,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50を 超 え 100 以 下 の と き <u>816,000</u> 円 (カ) 1棟の戸数が100を 超 え 200 以 下 の と き <u>1,508,500</u> 円 (キ) 1棟の戸数が200を 超 え 300 以 下 の と き <u>2,155,000</u> 円 (ク) 1棟の戸数が300を 超 え る と き <u>2,640,000</u> 円				
11	法 第 8 条	確 認 書 等	1 件	ア 1戸建ての住宅の場					
				第 9 条 第 1 項 に規定する譲受人を決定した場合及び同条第 3 項に規定する管理者等が選任された場合を除く。) に対する審査 (確認書等を添付する場合を除く。)	を 超 え 50 以 下 の と き <u>444,000</u> 円 (オ) 1棟の戸数が50を 超 え 100 以 下 の と き <u>761,000</u> 円 (カ) 1棟の戸数が100を 超 え 200 以 下 の と き <u>1,405,500</u> 円 (キ) 1棟の戸数が200を 超 え 300 以 下 の と き <u>2,006,500</u> 円 (ク) 1棟の戸数が300を 超 え る と き <u>2,457,500</u> 円				
11	法 第 8 条	確 認 書 等	1 件	ア 1戸建ての住宅の場					

	条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）	添付による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）	につき	合 10,500円		条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）	添付による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（確認書等を添付する場合に限る。）	につき	合 10,000円
			イ	1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下 のとき 18,500円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下 のとき 29,500円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下 のとき 49,000円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下 のとき 78,000円 (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下 のとき 118,500円 (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下 のとき				イ	1戸建ての住宅以外の住宅の場合 (ア) 1棟の戸数が5以下 のとき 17,500円 (イ) 1棟の戸数が5を超え10以下 のとき 28,000円 (ウ) 1棟の戸数が10を超え25以下 のとき 46,000円 (エ) 1棟の戸数が25を超え50以下 のとき 73,000円 (オ) 1棟の戸数が50を超え100以下 のとき 110,500円 (カ) 1棟の戸数が100を超え200以下 のとき

				とき <u>20</u> <u>0,500円</u> (キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>25</u> <u>3,500円</u> (ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>287,500</u> 円					とき <u>18</u> <u>7,000円</u> (キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>23</u> <u>6,000円</u> (ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>268,000</u> 円
12	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅維 持保 全計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査 (確 認書 等を 添付	長期 優良 住宅 維持 保全 計画 変更 認定 申請 手数料	1 件 につ つき	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>36,500</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (7) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>84,5</u> <u>00円</u> (イ) 1棟の 戸数が5 を超え10 以下のと き <u>135,</u> <u>000円</u> (ウ) 1棟の 戸数が10 を超え25 以下のと き <u>265,</u> <u>500円</u>	12	法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅維 持保 全計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査 (確 認書 等を 添付	長期 優良 住宅 維持 保全 計画 変更 認定 申請 手数料	1 件 につ つき	ア 1戸建て の住宅の場 合 <u>36,000</u> 円 イ 1戸建て の住宅以外 の住宅の場 合 (7) 1棟の 戸数が5 以下のと き <u>81,0</u> <u>00円</u> (イ) 1棟の 戸数が5 を超え10 以下のと き <u>127,</u> <u>500円</u> (ウ) 1棟の 戸数が10 を超え25 以下のと き <u>249,</u> <u>500円</u>

				<p>する 場合 を除 く。)</p> <p>(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>475,</u> <u>000円</u></p> <p>(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>81</u> <u>6,000円</u></p> <p>(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>1,</u> <u>508,500</u> <u>円</u></p> <p>(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>2,</u> <u>155,000</u> <u>円</u></p> <p>(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>2,640,00</u> <u>0円</u></p>				<p>する 場合 を除 く。)</p> <p>(エ) 1棟の 戸数が25 を超え50 以下のと き <u>444,</u> <u>000円</u></p> <p>(オ) 1棟の 戸数が50 を超え10 0以下の とき <u>76</u> <u>1,000円</u></p> <p>(カ) 1棟の 戸数が10 0を超え2 00以下の とき <u>1,</u> <u>405,500</u> <u>円</u></p> <p>(キ) 1棟の 戸数が20 0を超え3 00以下の とき <u>2,</u> <u>006,500</u> <u>円</u></p> <p>(ク) 1棟の 戸数が30 0を超え るとき <u>2,457,50</u> <u>0円</u></p>	
13	法 第18 条第 1項 の規 定に 基づ	認定 長期 優良 住宅 容積 率制 限特	1 件に つき	<u>166,000円</u>	13	法 第18 条第 1項 の規 定に 基づ	認定 長期 優良 住宅 容積 率制 限特	1 件に つき	<u>160,000円</u>

	<p>おい て「 法」 とい う。)の 施行 に関 する 事務</p>	<p>49号)第 60条 の規 定に 基づ く適 合証 明</p>							
		<p>9 法 の規 定に より なさ れた 市長 の許 可、 <u>承認</u> 又は 検査 に関 する 証明</p>	<p>都市 計画 許可 等証 明手 数料</p>	<p>1 通 につ き</p>	<p><u>400円</u></p>				
8	<p>宅 地造 成及 び特 定盛 土等 規制 法（ 昭和 36年 法律 第19 1号 。以 下こ</p>	<p>1～5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				
		<p>6 法 第12 条第 1項 又は 第16 条第 1項 の規 定に 適合 して いる</p>	<p>宅地 造成 等適 合証 明手 数料</p>	<p>1 通 につ き</p>	<p><u>400円</u></p>				
	<p>おい て「 法」 とい う。)の 施行 に関 する 事務</p>	<p>49号)第 60条 の規 定に 基づ く適 合証 明</p>							
		<p>9 法 の規 定に より なさ れた 市長 の許 可、 <u>確認</u> 又は 検査 に関 する 証明</p>	<p>都市 計画 許可 等証 明手 数料</p>	<p>1 通 につ き</p>	<p><u>350円</u></p>				
8	<p>宅 地造 成及 び特 定盛 土等 規制 法（ 昭和 36年 法律 第19 1号 。以 下こ</p>	<p>1～5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				
		<p>6 法 第12 条第 1項 又は 第16 条第 1項 の規 定に 適合 して いる</p>	<p>宅地 造成 等適 合証 明手 数料</p>	<p>1 通 につ き</p>	<p><u>350円</u></p>				

の項 にお いて 「法 」と いう 。)の 施行 に 関す る事 務	旨の 証明 書の 交付								
9 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
10 マ ンシ ョン の再 生等 の円 滑化 に 関す る法 律 (平 成14 年法 律第 78号 。以 下こ の項 にお いて 「法 」と いう 。)の 施行 に	法第 163条 の59第 1項の 規定に 基づく 要除却 等認定 マンシ ョンの 建替え 又は更 新に係 るマン ション の容積 率又は 各部分 の高さ に 関す る特例 の許可 の申請 に 対す る審査	要除 却等 認定 マン ション 建 替 え に 係 る 容積 率等 制限 特例 許可 申請 手数 料	(略)		(略)				
9 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
10 マ ンシ ョン の建 替え 等 の円 滑化 に 関す る法 律 (平 成14 年法 律第 78号 。以 下こ の項 にお いて 「法 」と いう 。)の 施行	法第 105条 第1項 の規定 に 基 づく 要除 却認定 マンシ ョンの 建替え に 係 る 容積 率制 限特 例許 可申 請手 数 料 の許可 の申請 に 対す る審査	要除 却認 定マ ンシ ョン 建替 えに 係 る 容積 率制 限特 例許 可申 請手 数 料	(略)		(略)				

関する事務						に関する事務					
11 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		11 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務等の手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例制定について

岐阜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

- 第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳

児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）第39条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る

乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定める取扱方針に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岐阜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（<u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u>）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等</u>）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（<u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u>）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等</u>）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項

(8)～(12) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

(8)～(12) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項

に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定される

に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に

ものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

岐阜市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市介護保険条例の一部を改正する条例

岐阜市介護保険条例（平成12年岐阜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料額の算定に関する基準の特例）</p> <p>第5条の3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得（次条及び附則第5条の5第1項において「給与所得」という。）又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料額の算定についての第17条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料額の算定に関する基準の特例）</p> <p>第5条の3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料額の算定についての第17条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」</p>

が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2・3 (略)

(令和8年度の保険料額の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第5条の4 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条、次条第1項及び第5条の6において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第17条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上

とする。

2・3 (略)

1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第17条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第17条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を

いう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法とする。

(令和8年度の保険料額の算定に関する基準の特例)

第5条の5 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第17条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であ

り、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）第22条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い岐阜市

税条例第22条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い岐阜市税条例第22条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第17条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における保険料の減免の特例)

第5条の6 令和8年3月31日において現に市の第1号被保険者であった者のうち、同日後も引き続き第1号被保険者資格を有するものについては、市長が必要と認めた場合は、第24条第1項の規定にかかわらず、同年4月1日から1年間に限り、保険料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料額の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定める等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岐阜市国民健康保険条例（昭和34年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額の合算額とする。</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（基礎賦課総額）

第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

（基礎賦課総額）

第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第10条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第10条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負

担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第14条の12 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額（第18条及び第18条の4から第18条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第14条の12 (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所

得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世

帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の17 第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2

第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第14条の6の3若しくは第14条の14の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の4第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の5第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第18条の6第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しく

第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第14条の6の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世

は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の14の額又は第18条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の4第1項に定める額、同条第5項に定める額、第18条の5第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の6第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項及び第5項において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地

帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号に定める額、第18条の4第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の4第4項第1号に定める額、第18条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第

方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す

314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条

る条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金

約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険

額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数

料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に305,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数

に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ

に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

れ当該各号に定める額を減額して得た額
(当該減額して得た額が3万円を超える場
合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び
山林所得金額並びに他の所得と区分して
計算される所得の金額の合算額が、地方
税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額)を超えない世帯に係る保険料の納
付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属
する被保険者のうち当該年度分の子ど
も・子育て支援納付金賦課額の被保険者
均等割額の算定の対象とされるものの数
を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世
帯に属する被保険者のうち当該年度分の
子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳
以上被保険者均等割額の算定の対象とさ
れるものの数を乗じて得た額及びウに掲
げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の世帯別平等割の保険料率
に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び
山林所得金額並びに他の所得と区分して

計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、同号に定める金額
に当該給与所得者等の数から1を減じた
数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額)に31万円に当該年度の保険料賦課
期日現在において当該世帯に属する被保
険者の数と特定同一世帯所属者の数の合
計数を乗じて得た額を加算した金額を超
えない世帯に係る保険料の納付義務者で
あって、前号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険
者のうち当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額の算
定の対象とされるものの数を乗じて得た
額、イに掲げる額に当該世帯に属する被
保険者のうち当該年度分の子ども・子育
て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者
均等割額の算定の対象とされるものの数
を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算
した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の世帯別平等割の保険料率
に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び
山林所得金額並びに他の所得と区分して

計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額)に57万円に当該年度の保険料賦課
期日現在において当該世帯に属する被保
険者の数と特定同一世帯所属者の数の合
計数を乗じて得た額を加算した金額を超
えない世帯に係る保険料の納付義務者で
あって、前2号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険
者のうち当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額の算
定の対象とされるものの数を乗じて得た
額、イに掲げる額に当該世帯に属する被
保険者のうち当該年度分の子ども・子育
て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者
均等割額の算定の対象とされるものの数
を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算
した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の世帯別平等割の保険料率
に10分の2を乗じて得た額

6 第14条の16第2項及び第3項の規定は、前
項各号アからウまでに規定する額(同項に

規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、

(特例対象被保険者等の特例)

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。

「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額とする。

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と、前項中「第14条第3項」とある

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額とする。

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

のは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第6項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を

乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の11」

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条第5項、第18条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保

保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第14条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岐阜市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額について定め、保険料の賦課限度額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

第25号議案

岐阜市余熱利用施設条例を廃止する条例制定について

岐阜市余熱利用施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市余熱利用施設条例を廃止する条例

岐阜市余熱利用施設条例（平成7年岐阜市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提 案 理 由

余熱利用施設を廃止するため、この条例を定めようとする。

岐阜市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市火入れに関する条例の一部を改正する条例

岐阜市火入れに関する条例（昭和59年岐阜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定による強風注意報若しくは乾燥注意報（次項において「強風注意報等」という。）</u>が発表された場合又は<u>消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報若しくは岐阜市火災予防条例（昭和37年岐阜市条例第22号）第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（次項において「火災警報等」という。）</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、<u>強風注意報等</u>が発表された場合又は<u>火災警報等</u>が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は<u>火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報</u>が発表された場合又は<u>火災警報</u>が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

林野火災に関する注意報が発令された場合の火入れの中止について定める等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年岐阜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（建築物の新築の場合の荷さばきのための 駐車施設の附置）</p> <p>第4条 別表第2（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）が（イ）欄に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途にあつては、戸数）をそれぞれ（エ）欄に掲げる面積（共同住宅の用途にあつては、戸数）で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下</p>	<p style="text-align: center;">（建築物の新築の場合の荷さばきのための 駐車施設の附置）</p> <p>第4条 別表第2（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附</p>

の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積未満の場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 (略)

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第4条の2 (略)

(大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減)

第4条の3 第4条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物

置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積未満の場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 (略)

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第4条の2 (略)

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物

を新築した場合において第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第7条 第3条及び第4条の2から第5条までの規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行5.5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものとしなければならない。

2 (略)

3 第4条から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上及びはり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める

を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、前4条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第7条 第3条、第4条の2及び第5条の規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行5.5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものとしなければならない。

2 (略)

3 第4条から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上及びはり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場

場合においては、この限りでない。

4 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第4条から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行5.5メートル以上とすることができる。

（駐車施設の附置の特例）

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所又は市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

（適用の除外）

第10条 （略）

（廃止の届出）

第10条の2 第3条から第5条まで及び第8条の規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

（駐車施設の管理）

第11条 （略）

（既存建築物における駐車施設等）

第11条の2 第3条から第5条まで及び第8条の規定により設置された駐車施設の所有者又

合においては、この限りでない。

（駐車施設の附置の特例）

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

（適用の除外）

第10条 （略）

（駐車施設の管理）

第11条 （略）

は管理者は、市長が当該駐車施設の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合は、市長の承認を受けて変更することができる。

2 前項の規定の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

別表第1（第3条関係）建築物の新築の場合の駐車施設の附置

(ア)	(略)		
(イ)	特定用途（共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅の用途及び非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計		
(ウ)	(略)		
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅の用途を除く。）に供する部分	共同住宅の用途及び非特定用途に供する部分
(オ)	(略)	(略)	(略)
(カ)	(略)		
備考	1・2 (略)		

別表第2（第4条関係）建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置

(ア)	(略)
-----	-----

別表第1（第3条関係）建築物の新築の場合の駐車施設の附置

(ア)	(略)		
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計		
(ウ)	(略)		
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗の用途を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
(オ)	(略)	(略)	(略)
(カ)	(略)		
備考	1・2 (略)		

別表第2（第4条関係）建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置

(ア)	(略)
-----	-----

(イ)	2,000平方メートル					2,000平方メートルかつ50戸以上
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、 <u>倉庫</u> 及び <u>共同住宅</u> の用途を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	
(エ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸	

(イ)	2,000平方メートル					
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び <u>倉庫</u> の用途を除く。）に供する部分		
(エ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル		

	ル	ル	ル	ル			ル	ル	ル	ル	
(オ)	(略)					(オ)	(略)				
備考	1・2 (略)					備考	1・2 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、改正後の第4条第1項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置について定める等のため、この条例を定めようとする。

岐阜市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市屋外広告物条例の一部を改正する条例

岐阜市屋外広告物条例（平成21年岐阜市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（広告物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第31条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる<u>事項について14日間、岐阜市公告式条例（昭和25年岐阜市条例第29号）第2条第2項に規定する措置をとること。</u></p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他その広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第4項に規定する方法によりその要旨を公示すること。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（広告物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第31条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる<u>事項を14日間、市役所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示すること。</u></p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他その広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>その公示の要旨を市役所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示すること。</u></p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の岐阜市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

提 案 理 由

広告物等を保管した場合の公示の方法を改めるため、この条例を定めようとする。

岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例

第1条 岐阜市歴史博物館条例（昭和60年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																						
<p>別表第1（<u>第4条</u>関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>別表第2（<u>第4条</u>関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">分館観覧料（1人1回）</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">個人</th> <th style="width: 20%;">20人以上の 団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（高校生以上）</td> <td style="text-align: center;"><u>360円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>290円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生 小学生</td> <td style="text-align: center;"><u>180円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>110円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（<u>第4条</u>関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	区分	分館観覧料（1人1回）		個人	20人以上の 団体	一般（高校生以上）	<u>360円</u>	<u>290円</u>	中学生 小学生	<u>180円</u>	<u>110円</u>	<p>別表第1（<u>第4条</u>第1項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>別表第2（<u>第4条</u>第3項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">分館観覧料（1人1回）</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">個人</th> <th style="width: 20%;">20人以上の 団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（高校生以上）</td> <td style="text-align: center;"><u>310円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生 小学生</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>90円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（<u>第4条</u>第4項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	区分	分館観覧料（1人1回）		個人	20人以上の 団体	一般（高校生以上）	<u>310円</u>	<u>250円</u>	中学生 小学生	<u>150円</u>	<u>90円</u>
区分		分館観覧料（1人1回）																					
	個人	20人以上の 団体																					
一般（高校生以上）	<u>360円</u>	<u>290円</u>																					
中学生 小学生	<u>180円</u>	<u>110円</u>																					
区分	分館観覧料（1人1回）																						
	個人	20人以上の 団体																					
一般（高校生以上）	<u>310円</u>	<u>250円</u>																					
中学生 小学生	<u>150円</u>	<u>90円</u>																					

第2条 岐阜市歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(観覧料)</p> <p>第4条 本館の常設展示の観覧料（以下「<u>常設展観覧料</u>」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 本館の特別展示の観覧料（以下「<u>特別展観覧料</u>」という。）は、<u>2,000円</u>を、企画展</p>	<p style="text-align: center;">(観覧料)</p> <p>第4条 本館の常設展示の観覧料（以下「<u>常設観覧料</u>」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 本館の特別展示の観覧料（以下「<u>特別観覧料</u>」という。）は、<u>2,000円</u>を超えない</p>

示の観覧料（以下「企画展観覧料」という。）は680円を超えない範囲でその都度市長が定める。

3・4 （略）

（観覧料の納入）

第5条 常設展観覧料、特別展観覧料、企画展観覧料、分館観覧料及び共通観覧料（以下「観覧料」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 （略）

（使用の許可等）

第7条 本館の特別展示室、総合展示室及び講堂（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

別表第1（第4条関係）

区分	常設展観覧料（1人1回）	
	個人	20人以上の団体
一般（高校生以上）	460円	370円
中学生 小学生	230円	140円

別表第3（第4条関係）

区分	共通観覧料（1人1回）	
	個人	20人以上の団体
一般（高校	660円	530円

範囲でその都度市長が定める。

3・4 （略）

（観覧料の納入）

第5条 常設観覧料、特別観覧料、分館観覧料及び共通観覧料（以下「観覧料」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 （略）

（使用の許可等）

第7条 本館の特別展示室、常設展示室及び講堂（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

別表第1（第4条関係）

区分	常設観覧料（1人1回）	
	個人	20人以上の団体
一般（高校生以上）	310円	250円
中学生 小学生	150円	90円

別表第3（第4条関係）

区分	共通観覧料（1人1回）	
	個人	20人以上の団体
一般（高校	520円	410円

生以上)			生以上)		
中学生	<u>330円</u>	<u>200円</u>	中学生	<u>260円</u>	<u>150円</u>
小学生			小学生		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年7月1日から、第2条の規定は同年11月3日から施行する。
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岐阜市歴史博物館条例別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後の岐阜市歴史博物館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第3の規定は、それぞれ第1条及び第2条の規定の施行の日以後の展示の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の展示の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第4条第2項に規定する企画展示の観覧の手續については、第2条の規定の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

提 案 理 由

歴史博物館の観覧料を改定する等のため、この条例を定めようとする。

第30号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和8年3月5日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 12,786,000円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住所 愛知県名古屋市千種区徳川山町1丁目5番8号
氏名 北川 裕和
資格 公認会計士（登録番号13182）
- 4 契約の始期 令和8年4月1日

岐阜市公立大学法人が定める料金の上限の変更の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定により、岐阜市公立大学法人が徴収する料金の上限について次のとおり変更するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市公立大学法人が定める料金の上限の一部を次のように変更する。

次の表の変更後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を削る。

変更後	変更前
6 法人の財産（土地及び建物）使用料 (1) <u>教室使用料</u> <u>1教室あたり1時間につき</u> <u>6,000円</u> (2) <u>体育施設使用料</u> <u>グラウンド又は体育</u> <u>館（片面）あたり1時間につき3,000円</u> (3) <u>その他の使用料</u> <u>岐阜市使用料徴収条</u> <u>例（昭和39年岐阜市条例第10号）第3条</u> <u>の規定に準ずる額</u>	6 法人の財産（土地及び建物）使用料 <u>岐阜市使用料徴収条例（昭和39年岐阜市条</u> <u>例第10号）第3条の規定に準ずる額</u>

なお、この変更は、令和8年4月1日から適用する。